

小児慢性特定疾病医療費助成制度のしおり



小児慢性特定疾病医療費助成制度は、児童福祉法第19条の3第3項の規定に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童の保護者に対し、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性等家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的とした制度です。

1. 対象者（年齢等）

- ①新規申請は、保護者が那覇市に住所を有する18歳未満の児童
- ②新規申請後、承認された疾病について18歳以後も継続治療が必要な場合は、20歳未満（誕生日の前日）まで更新申請が可能です。

2. 対象疾病等（16疾患群 762疾病）

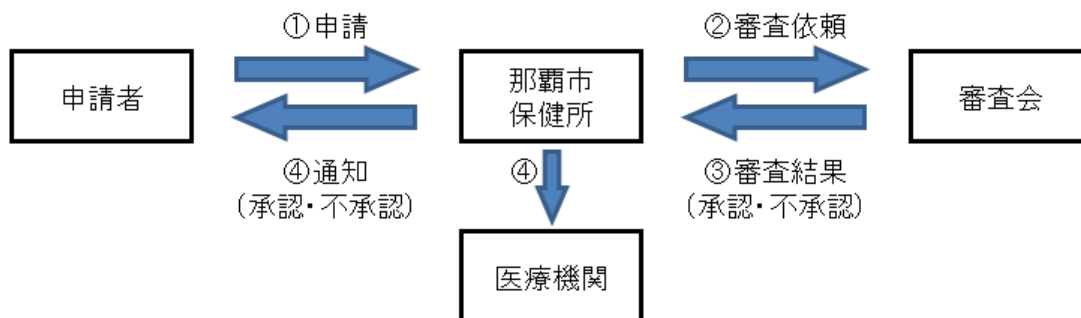
厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び、疾病ごとの程度に該当するもの

対象疾患群	代表的な疾病 ※
悪性新生物	急性リンパ性白血病 神経芽腫 悪性リンパ腫
慢性腎疾患	抵抗性ネフローゼ症候群 IgA 腎症
慢性呼吸器疾患	気管狭窄 慢性肺疾患
慢性心疾患	冠動脈拡張症 狭窄症 心室中隔欠損症
内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症 思春期早発症
膠原病	川崎病冠動脈病変 若年性リウマチ 全身性エリテマトーデス
糖尿病	1型糖尿病、2型糖尿病
先天性代謝異常	ウィルソン（Wilson）病
血液疾患	遺伝性球状赤血球症 血友病
免疫疾患	先天性補体欠損症 IgG サブクラス欠損症
神経・筋疾患	點頭てんかん（ウエスト（West）症候群） 結節性硬化症
慢性消化器疾患	胆道閉鎖症 肝硬変症
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	ソトス（Sotos）症候群 18トリソミー症候群
皮膚疾患	膿疱性乾癬（汎発型）レックリングハウゼン病
骨系統疾患	骨形成不全症
脈管系疾患	リンパ管腫

※最新の対象疾病は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ（<http://www.shouman.jp/>）でご確認ください。



3. 新規申請手続の流れ（※結果を通知するまでに、申請月から2ヶ月程度かかります。）



- ・チェックリストに記載の書類をご確認のうえ、必要書類を提出してください。
- ・審査会の結果、承認されましたら受給者証が送付されます。
- ・認定基準を満たさない場合は不承認になることがあります。
- ・医療機関等（薬局、訪問看護事業所含む）には、小児慢性特定疾病医療受給者証、自己負担上限額管理票を提示してください。

4. 有効期間

1月～4月に新規申請された方→ 申請日 ～ 当年の7月31日まで

5月～12月に新規申請された方→ 申請日 ～ 翌年の7月31日まで

※原則、申請書類を提出した日が医療費助成の開始日となります。

※有効期間満了後も継続する場合は、指定の期間中に更新申請を行う必要があります。

5. 各種変更申請について

- ・受給者証に記載されている事項が変更となる場合は、那覇市保健所の窓口にて変更届を提出する必要があります。必要な書類については、事前に問い合わせてください。

(1) 重症認定申請

- ・重症認定基準に該当する場合は、重症患者認定申請書に記載し、申請することができます。
- ・支給認定を受けた月から12ヶ月以内に、小児慢性特定疾病の治療に係る医療費総額が5万円を超えた月が6回以上ある場合についても申請することができます。

(2) 人工呼吸器等装着者申請

- ・人工呼吸器装着、対外式又は埋め込み式補助人口心臓の装着の場合で、基準に該当する場合は、主治医が記載した人工呼吸器等装着証明書を提出してください。

(3) 住所・氏名・医療保険の変更届について

- ・住所や氏名、医療保険の変更がある場合は、14日以内に届出してください。

[那覇市への転入について]

- 沖縄県内からの転入・・・新規申請となりますが、医療意見書は不要です。
- 沖縄県外からの転入・・・新規申請となります。（18歳以上でも県外での受給期間が残っている場合は支給対象となります）

※有効期間の開始日は、申請日となります（原則、転入日には遡れません）。転入後は早めに那覇市保健所の窓口で申請をしてください。

(4) 医療機関・薬局・訪問看護事業所の追加や変更について

- ・医療機関の追加については、複数の診療科で治療を必要とする場合や、精密検査を受ける医療機関が必要な場合に追加することができます。やむを得ない場合を除き、申請日以降の登録となりますので、事前に申請してください。

6. 自己負担限度額

- ・同一保険世帯の所得の状況に応じ、下の表のとおり決定されます。（同一保険世帯内に同医療費受給者、または特定医療費の受給者がいる場合は世帯内で按分されます。）
- ・対象となる医療は受給者証に記載された疾病及びその疾病に付随する医療に限られます。
- ・薬剤の院外処方、訪問看護についても自己負担額が発生し、各医療機関、薬局等で負担額を合算します。自己負担限度額まで達した場合、その月においてそれ以上の自己負担額はなくなります。

階層区分	階層区分の基準		一般	重症（※）	人工呼吸器等装着
生活保護	—		0円	0円	0円
低所得Ⅰ	市町村民税非課税 （世帯）	保護者年収 （～80万円）	1,250円		500円
低所得Ⅱ		保護者年収 （80万円超）	2,500円		
一般所得Ⅰ	市町村民税課税～7.1万円未満		5,000円	2,500円	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上～25.1万円未満		10,000円	5,000円	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上		15,000円	10,000円	
入院時食費			1/2 を自己負担		

※重症：①高額な医療が長期的に継続するもの（医療費総額が5万円/月を越える月が年間6回以上ある場合）

②重症患者基準に適合するもの （詳細）→



7. その他

- ・小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

申請窓口：那覇市 福祉部 障がい福祉課（TEL：862-3275）

※対象者、自己負担額等の詳細については、担当課へお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。

（関連ページ）→



●新規申請に必要な書類（チェックシート）●

【どなたも必要な書類】

①小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書

②医療意見書（※主治医が記入、疾患毎） ← かかりつけの病院より入手してください

※ 成長ホルモン治療を行う場合は、「成長ホルモン治療用意見書（継続）」も必要になります。

③健康保険証の写し または 生活保護受給証明書

- ・国民健康保険・国保組合の場合 …加入している世帯全員分の保険証
- ・被用者保険（社会保険・共済組合等）の場合…被保険者と受給者本人分の保険証
- ・生活保護の場合 …生活保護受給証明書

④医療意見書の研究利用についての同意書

⑤マイナンバーカード

⑥印鑑（認め印）

【条件によって省略可能な書類】 → 内に該当する方は提出が必要です。

⑦住民謄本票（※那覇市民の方は、①の裏面の同意書の提出で原則不要。）

⑦が必要な者（省略できない者）

- ・保険世帯員（受給者や受給者と同じ保険に入っている者）が市外にいる場合。
- ・那覇市民の方で、住基ロックをしている場合。

⑧所得課税証明書

（※[所得を確認する方]が、那覇市民で、申告済の場合は、①の裏面の同意書の提出で原則不要。）

⑧が必要な者（省略できない者）

- ・[所得を確認する方]が、申請をする年の1月1日時点で那覇市民でない場合
- ・[所得を確認する方]が、那覇市民であるが、未申告の場合

[所得を確認する方]

- ・国民健康保険・国保組合の場合…加入している世帯全員分
→保護者が後期高齢医療のときは、後期高齢者医療の世帯全員分も必要です。
- ・被用者保険（社会保険・共済組合等）の場合…被保険者

⑨障害年金・遺族年金・特別児童扶養手当等の受給額がわかる書類

⑨が必要な者（省略できない者） [所得を確認する方]の市町村民税が非課税

【該当する方は必要な書類】

⑩人工呼吸器等装着証明書（※主治医が記入）

※人工呼吸器等の認定を受けていて、その必要性が医療受給者証に記載されている疾病によって継続して生じている場合は、「人工呼吸器等装着証明書」も必要になります。

⑪小児慢性特定疾病重症患者認定申請書

※重症患者認定の申請をする場合に必要です。重症患者認定基準についてはお問い合わせください。申請については主治医の先生にご相談ください。申請疾患に関連する身体障害者手帳（1、2級）、療育手帳をお持ちの方は、写しを添付してください。

⑫同じ保険世帯内の小児慢性特定疾病又は特定医療（指定難病）の受給者証

※ _____ がついている書類は、ホームページよりダウンロードできます。 →



那覇市保健所地域保健課 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号 TEL:098-853-7962

* 申請窓口：那覇市保健所 1 階（母子・難病受付）

* 受付時間：祝祭日を除く、月曜日～金曜日の 9 時～12 時、13 時～17 時